

山武市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画 策定業務委託（債務負担行為）仕様書

1 業務名

山武市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託（債務負担行為）

2 委託目的

本業務は、高齢者を取り巻く諸制度や社会環境等の動向・変化を踏まえ、山武市における高齢者保健福祉や介護給付に対するニーズ・需要の分析・推計を行うとともに、本市が目指すべき高齢者保健福祉・介護保険事業の方向性とその実現方策について検討し、令和9年度から令和11年度までを計画期間とする「山武市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画」の策定を支援することを目的とする。

3 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

- ・山武市高齢者保健福祉計画
- ・第10期介護保険事業計画

(2) 計画の期間

- ・令和9年度から令和11年度まで

4 業務場所

山武市殿台 296 番地 山武市役所

5 業務期間

契約日の翌日から令和9年3月31日(水)まで

6 再委託

受注者は、業務の全部または一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、承諾を得たときはこの限りではない。

7 市の責務

発注者は、受注者が業務を遂行するに当たり必要な情報収集・資料提供等の協力を行う。

8 提出書類等

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務責任者及び連絡先
- (3) 各年度に記載の納品提出物
- (4) 委託期間内において、適宜中間成果品の提供を求められた場合、受注者は中間成果品を提出すること。

9 支払方法

年度ごとに業務完了後一括払いとする。

10 著作権等

本業務委託により得られた成果物等の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）その他の権利は、発注者に帰属するものとする。

また、受注者は著作権者人格権を行使又は主張しないものとする。

11 その他留意点

- (1) 当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合は、発注者と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- (2) アンケート調査業務を実施する際には、個人情報に関する扱いを適正に対応することが必須であることから、個人情報等の機密情報の取扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。
- (3) 本業務に係る作業方法・基礎資料及び作業スケジュールについては、発注者と受注者の綿密な協議の上、決定する。
- (4) 発注者は業務の進捗状況の確認のため、受注者から随時報告を聞くことができる。

12 疑義

本仕様書に記載されていない事項について、疑義等が生じた場合は、速やかに発注者と協議の上、指示、承認を受けるものとする。

《令和7年度業務内容》

【アンケート調査】

日常圏域ごとの高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等を調査するとともに、介護している家族の生活実態や抱える問題等を調査し、日常生活や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握を行う。

受注者は、山武市民等を対象としたアンケートを厚生労働省が示す各種調査における設計から実施し、結果の集計及び分析までの次に掲げる業務を一括で行うものとする。

1 対象者

- | | |
|---|-----------|
| (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（要介護認定者及び施設入所者を除く 65 歳以上の市民（無作為抽出）） | 約 1,500 人 |
| (2) 在宅介護実態調査（施設入所者を除く要介護認定を受けている市民） | 約 600 人 |
| (3) 40 歳～64 歳市民調査（第 2 号被保険者抽出調査） | 約 550 人 |
| (4) ケアマネジャー意識調査 | 約 140 人 |
| (5) サービス事業者意識調査 | 約 70 社 |
| (6) 医療機関等 | 約 70 人 |

※国等の動向等により、必要に応じて柔軟に変更できるものとする。

2 調査内容

調査票の内容については、厚生労働省が示す各種調査に係る手引き等を十分考慮し、令和4年度に実施したアンケート調査及び山武市の状況を踏まえた上で、内容及び設問数について受注者が発注者と協議の上、検討・作成する。

《第10期介護保険事業計画において重視すべき点》

- (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
調査項目は、第9期同様に以下の追加を検討する。
 - ・地域の要支援者、総合事業対象者、一般高齢者の地域課題を把握する。
- (2) 在宅介護実態調査
介護離職を防止する観点から、「高齢者の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討すること。
 - ・高齢者の疾病と要介護になった原因 等

3 対象地域

市域全体

4 抽出方法

対象者は発注者が選定し、受注者に提供する。

5 調査方法

調査票の送付、回収は原則として、郵送等により行う。

6 想定回収率 約 65%

7 調査票の作成

- (1) 調査票の内容は、発注者と受注者とが協議のもと決定する。厚生労働省から示される調査項目を加味し受注者が作成する。
- (2) 本業務の実施に当たって必要となる行政資料は、協議の上、発注者が受注者に貸与する。

8 アンケート調査票の印刷、発送用返信用封筒の印刷、発送、回収等

- (1) 調査票及び封筒の印刷作成、発送及び回収は、発注者と受注者と協議のもと受注者が行う。
- (2) 発送用封筒の大きさは「角2号」、返信用封筒の大きさは、「長3号」とする。
- (3) 宛先データを発注者が作成し受注者に提供する。
- (4) 発送用封筒及び返信用封筒並びに印刷代、発送、回収等の費用はすべて受注者の負担とする。(委託料に含むものとする)
- (5) 返信用封筒へは返信先宛先(会社又は私書箱)の左下に「山武市アンケート調査受託事業者」と明示印刷する。
- (6) 宛先データを印字する場合、旧字体、変体仮名等の氏名者においては、カタカナでの住所・氏名を切り替えて印刷し送付する。アルファベット、ローマ字等は氏名にそのまま使用する。
- (7) アンケート用紙に発注者の指定した付番をすること。

9 アンケート調査の集計、データの作成及び分析等

- (1) データの入力
 - ①回収後の調査票は、受注者が市全域、各地域(成東、山武、松尾・蓮沼)及び日常生活圏域ごとに集計し世代別を分析する。
 - ②数値データの入力
 - ③記述データの入力
 - ④自由記載欄のテキストデータ化(同内容の意見ごとに分類し、件数の多い順にまとめること)
- (2) 結果の集計・分析・考察
 - ①回収された調査票を電子計算機器により入力、圏域毎に集計した後、調査結果の分析・考察を行うこと。
 - ②分析に関しては、市全域及び日常生活圏域ごとに行うこと。
 - ③単純集計・クロス集計を行うこと。
 - ④グラフ、イラスト等を用いたわかりやすい表現に努めること。
 - ⑤結果データ等を地域包括ケア「見える化」システムに登録する支援を行うこと。

10 成果品 アンケート調査集計結果の納品期日

令和8年3月27日(金)までに調査集計結果を紙ベース(2部)及び電子データ(データ形式については別途協議)により納品する。

《令和8年度業務内容》

【アンケート調査業務報告書の提出】

1 調査結果の集計・分析

- (1) 結果の集計・分析（受注者がコメントを入れる）
- (2) 集計表・グラフの作成
- (3) 分析に関しては、市全域、各地域（成東、山武、松尾・蓮沼）及び日常生活圏域ごとに世代別を分析する。
- (4) 調査・分析の結果を報告する

2 調査報告書の提出

「山武市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定基礎調査業務報告書」成果品を納品 4部（1部200ページ程度）

【事業計画書作成及び提出】

3 調査結果の分析等

実施したアンケート調査結果を基に、現状の評価、分析、課題整理、改善方策の提案を行う。厚生労働省の動向や情報の収集を行い、課題を整理し市と協議の上改善方策を立案する。

人口・サービス供給量の推移、介護保険料・サービス給付費の設定を行う。事業計画の提案は、PDCAサイクルを活用し地域ビジョン（将来構想）に向けた計画であること。

地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するため、高齢者の自立した生活（自立支援）と重度化防止を強化する方向性を鑑みて計画を提言すること。

4 現状の評価・分析と課題整理及び報告書の作成

- (1) 現状の評価・分析と基本的な施策目標及び重点課題の整理
これまでの市における高齢者福祉及び介護保険の現状の評価・分析を行うための資料作成を行う。資料作成には、本調査結果のほかに発注者が保有するデータを活用すること。
また、将来に向かって少子高齢化や市民主体のまちづくりに対応した今後の市における高齢者福祉及び介護保険の方向性を提言する。
- (2) 上位・関連計画調査
計画の策定に当たり、前提として踏まえる必要のある総合計画や地域福祉計画など各種計画の概要を把握し、本計画との関わりを整理する。
千葉県介護保険事業支援計画及び千葉県が定める地域医療構想を含む医療計画の整合性を図ること。
- (3) 施策・事業の進捗状況の評価
関係機関や団体（市内事業者を含む）にインタビュー調査を実施し、意見を取りまとめ計画策定に反映する。
- (4) 施設整備計画の検討
第10期計画に計上する高齢者福祉施設・介護保険施設の整備計画を検討するに当たり長期的な介護サービスの需給見込みを推計し、施設の必要規模を試算する。

(5) 介護サービス供給量の推計

介護サービスの種類ごとに、現状の把握と評価を行い、その結果を基に第10期計画期間、令和11年度までの各年度のサービス量を推計するとともに、その目標達成のための方策の検討を行う。サービス量推計については、国の地域包括「見える化システム」を活用する。

5 介護保険料の設定

介護サービスの種類ごとの現状の把握と評価、それぞれの事業量を算定しその結果を踏まえ、市の高齢者人口の推移・介護サービス利用者数の推移について経年的に把握した上で、発注者と調整しながら、第10期計画期間の介護保険料を設定する。

6 山武市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画案の作成

各種調査結果、第9期計画を踏まえ、「山武市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画」の原案を作成する。

介護保険運営協議会に諮るための計画案を作成し、介護保険運営協議会の意見を受け、発注者が検討した結果により、さらに適宜加筆・修正を加え、計画案を作成する。計画案には、第10期計画期間までのサービス見込み量を記載するものとする。

7 計画策定支援業務の執行体制

- (1) 受注者は本業務委託の遂行にあたっては責任者および担当者（1名以上）を置き、発注者の指示に迅速に対応できる業務体制を組むものとする。また、責任者および担当者は、介護保険・高齢者福祉・障害者福祉・地域福祉などの福祉分野における計画策定支援業務に従事した経験を有する者とする。
- (2) 受注者は、契約期間中、常に国の動向に注視しつつ、その動向に柔軟に対応するものとする。

8 計画策定支援業務に係る協議

受注者は、本業務を円滑に遂行するため、発注者と十分な打ち合わせをしなければならない。

9 パブリックコメントの実施支援

事業計画案に関して市が実施するパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言、コメントの取りまとめ等の支援を行う。

10 会議への出席・運営支援及び議事録作成

- (1) 契約期間中に行われる介護保険運営協議会への参加及び協議会運営支援、協議会資料（25部程度）・議事録の作成
- (2) 高齢者支援課との作業確認、打合せ及び打合せ記録の作成
- (3) 協議会・打合せには本事業計画の担当者が出席し、必要があれば助言等を行う。

11 成果品

事業計画書は、期日までに納品すること

- (1) 山武市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画 簡易製本3部

- (2) 計画作成等参考資料一式（他市の状況や国の動向等、次年度に作成する山武市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に必要な資料等）
- (3) 山武市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画
A4判、表紙4色、本文再生紙1色、約200頁、200部
表紙については、デザイン・レイアウト含む
納品期限 令和9年3月19日（金）
- (4) 山武市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画概要版
A4判、表紙・本文ともに4色、約8頁、1,000部、
全頁デザイン・レイアウト含む
- (5) 全ての提出物の電子データ（電子データはCD又はDVD）を納品
電子データ 納品期限 令和9年3月19日（金）